

(別紙)

## 不動産公売手続に係る報酬基準

不動産公売手続に係る不動産調査において不動産鑑定業者に支給する報酬額は、以下のとおりとする。

公売一執行につき

・ 土地	90,000円 (税抜)
・ 建物	90,000円 (税抜)
・ 土地及びその地上建物 (区分所有建物を含む)	140,000円 (税抜)

※ 通常と比較して簡易な不動産調査であれば、不動産鑑定業者との合意のうえ報酬額を減額することができるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和7年4月1日以後に依頼する公売手続に係る不動産調査について適用する。
- 2 不動産競売、不動産等執行事件の評価料支給に関する申し合せ(平成19年4月1日)は、廃止する。